

# 単価個別合意方式の選択工事における 出来高部分払いの実践

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所

## 1. はじめに

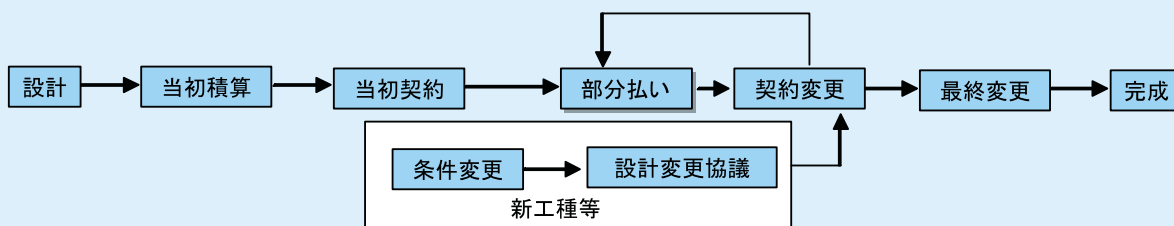
平成22年度より総価契約単価合意方式による工事発注がスタートした。本方式の適用範囲は工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚発第76号）第3に掲げる工事種別のうち、第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十七号までおよび第十九号に掲げる工事を対象としている。実施方式として単価個別合意方式を基本としているが、分任支出負担行為担当官が発注する契約工事においては受注者の希望により、単価包括合意方式とすることもできる。また、単価個別合意方式においても協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は単価包括合意方式で行う。

本稿では出来高部分払いの実践として、平成22年度に太田川河川事務所が発注した工事を事例として、単価個別合意方式ならびに、出来高部分払いについて従来の方法との違いを述べる。

## 2. 出来高部分払いの制度および契約の流れ

### (1) 概要

出来高部分払い方式は、支払いの回数が少なく間隔も長い現行方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性および質の高い施工体制の確保を目指すものである。工事の実施に当たり一般的な流れについて図一1に示す。事例の工事は当初契約時に単価個



図一1 契約の流れ

別合意方式を選択し、出来高部分払いを選択、実施した工事となっている。

(2) 前払い・部分払いの請求方法

受注者からの請求方法として、前払金請求と部分払請求がある。前払金の対象範囲は請負金額の4/10以内について前払金の支払いを請求することが可能となっている。部分払いの対象範囲は、出来形部分ならびに工事現場に搬入済みの工事材料および製造工場等にある工場製品（監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限り）に相応するものであることとなっている。また、部分払いの対象となる出来高は請負代金額を限度として行うものとし、この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価等に変更が予定されるものうち変更増となるものは元の単価によりそれぞれ出来高を確認するものとしている。なお、新規工種に係る部分および変更減が予定されている部分については、契約変更により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払いの対象とすることができない。この場合、部分払いの対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続きの簡素化を図る必要がある。前払いおよび部分払いの従来までの方式との違いを図一2に示す。

部分払請求については、その頻度を受注者が工種や工区の区切りなどに留意しながら請求することができるものであり、毎月もれなくまた出来高部分の全てを請求することを義務づけるものとはなっていない。部分払いを実施する際の部分払金の額は、次式により算定される。この場合において請負代金相当額は単価合意書の記載事項により定められている。

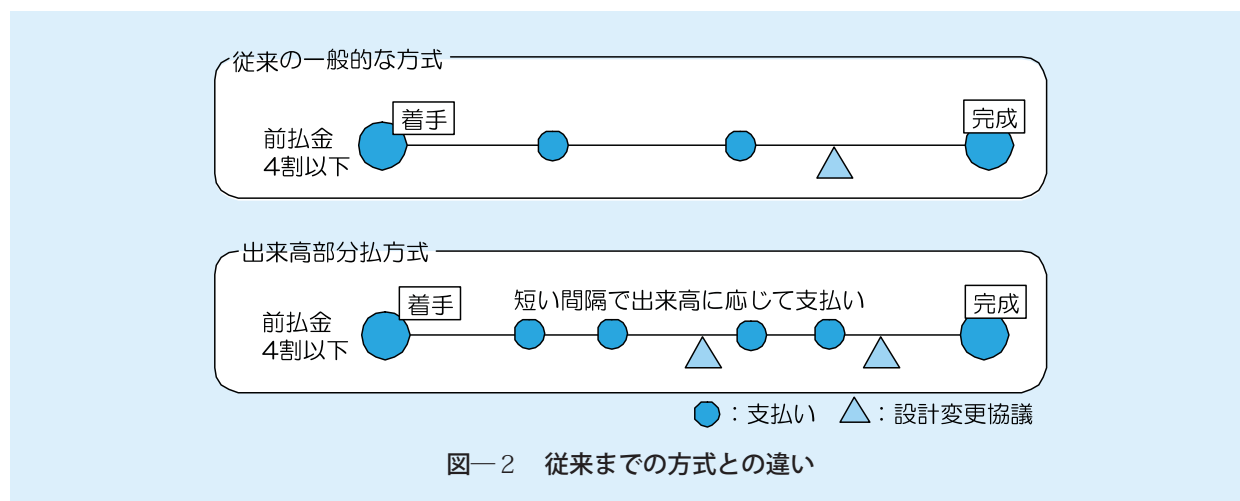
$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(3) 出来高の確認（既済部分検査）

既済部分検査は当該検査前に実施された各検査で確認した内容に関しては検査対象としていない。また、検査の実施に当たっては「公共工事の代価の中間前金払および既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化の促進について（平成10年11月27日付け建設省技調発第227号）」および「中間技術検査の積極的活用について（平成7年3月28日付け建設省技調第62号）」に基づき行うものとなっている。

(4) 期待される効果

- 出来高部分払いが実施されることにより期待される効果として以下の項目が考えられ、この項目について効果を把握する必要がある。
- ・設計変更時の協議がスムーズとなる。
  - ・コスト意識が向上する。



図一2 従来までの方式との違い

- ・受注者・下請業者への工事代金の流通により経済効果が早期に出る。
- ・受注者の財務状況の改善

### 3. 対象工事概要

本工事は、太田川床上浸水対策特別緊急事業に伴う築堤護岸工事である。

太田川では、平成17年9月の台風14号と秋雨前線により、これまでの戦後最大流量である昭和47年7月の洪水を上回る洪水が発生し、太田川中・上流域の沿川で床上浸水284棟、床下浸水154棟の大きな被害を受けた。このため、再度同様な洪水が起きても家屋の床上浸水等を発生させないことを目的とした床上浸水対策特別緊急事業を平成19年度から実施している。

床上浸水対策特別緊急事業は、太田川中・上流域の18地区において、地形特性や居住形態に応じた、輪中堤等土地利用と一体となった治水対策を行うものであり、鋭意事業を実施しているところである。

本工事の工区である宇賀地区においては、浸水区域1.8ha、床上浸水家屋9戸、床下浸水家屋3戸の被害を受けている。この床上浸水家屋の解消のため輪中堤および宅地嵩上げを実施する計画となっている。

事例工事は平成22年8月に公告し、平成22年10月～平成23年6月末を工期として実施した。本工事の主な内容として工事延長 $L=350\text{m}$ 、盛土 $V=7,700\text{m}^3$ 、舗装 $A=900\text{m}^2$ 、ブロック積工 $A=450\text{m}^2$ によって築堤・護岸を施工するものとなっている。また、工種の構成は河川土工、法面工、軽量盛土工、法覆護岸工、付帯道路工、根固め工、構造物撤去工、仮設工となっており多工種にわたっている。

現地状況として、築堤護岸を実施する箇所においては施工ヤードが狭小な上、近接工事も輻輳していたため工程管理や工事間調整が必要となっていた。また、河川内作業については漁業関係者か



写真—1

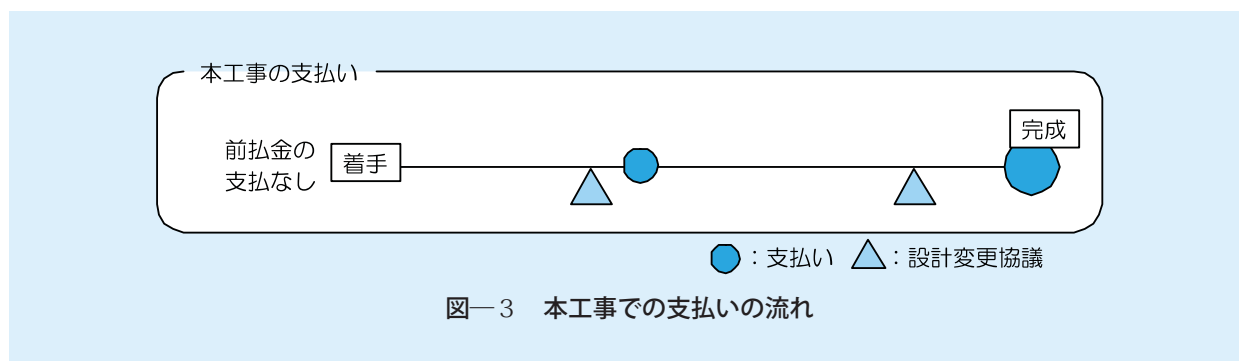
らの要望により3月末までに終了させることとなっていた。工事竣工後の現地状況を写真—1に示す。

### 4. 実際の工事おける適用について

#### (1) 契約方式から前払いおよび出来高部分払いの適用について

総価契約単価合意方式を適用し、当初契約時において単価合意方式の選択について配付する。本工事については個別単価合意方式が選択されている。その後の手続きの流れは契約締結後から14日以内に請負代金内訳書を提出してもらい、単価協議から14日以内に単価合意をすることとなっている。

本工事では、施工中に既済部分検査を実施し出来高部分払いを行っている。契約および支払状況として、前払請求はなく、出来高部分払いを1回実施し、出来高確認のための既済部分検査を平成23年3月に実施している。その後の支払いは、最終変更を実施し、工期末に実施している。本工事の支払いの流れについて図—3に示す。



(2) 既済部分の出来高について

出来高部分払いの対象となった工種は、軽量盛土工、法覆護岸工、護岸付属物工および付帯道路工であり、出来高としては28.9%であった。

出来高部分払いのために実施した既済部分検査に必要なとなった主な書類は、受注者にとっては検査のための出来高状況写真等の一連資料、発注者にとっては既済部分検査の対象となっている出来高を算定した内訳書となっている。

単価個別合意方式を選択していた場合、受注者側も出来高に対する金額が明確になっており、資金計画も立てやすいものと考えられる。

5. 受注者の視点から

実際に本工事を受注契約した施工業者に対して、受注者側から実施に当たって従来の方式とどのように異なっていたか、また煩雑な部分や簡素化された部分が出てきたのかについてヒアリングを実施した。

(1) 当初契約時

本工事において総価契約単価合意方式で単価個別合意方式を選択した経緯や理由としては、受注者として本工事が初めてとなっており、単価個別合意方式が工事期間中や工事完了後にどのような利点があるかを把握しなかったためとしている。また、単価個別合意方式では当初契約時に工種の単価が明確になり、受注者として毎月の出来高および数量増減時の金額をより精度が高く把握でき

ると予想できた。平成22年度は総価契約単価合意方式が本運用され始めてきたところであり、受注者側としても試行的に実施を検討していたものと考えられる。

当初契約時において実際に手続きを実施し、単価個別合意方式を選択する中で受注者として、当初から工種の単価が明確になり、設計変更時に柔軟に対応が可能だと考えられた。さらに、工事着手前に工種ごとに協議をすることから、発注担当者とのコミュニケーションがとれ、工事内容をより詳細に知ることができ、スムーズな工事着手が可能となった。しかし、単価個別合意方式とすることで多少ではあるが、単価協議資料の作成に手間がかかっている。

(2) 施工中および設計変更時

単価個別合意方式では施工中においても、当初契約の工種に対しての変更金額について把握が容易になる。また、受注者としては新規工種の金額において落札率が計上されないため下請契約を実施しやすいものとなっている。しかし、単価包括合意方式に比べ直接工事費が増加しても間接工事に反映されないという不利な点を感じていた。

(3) 出来高部分払いの実施に当たって

工期の途中段階における検査書類の作成や、既済部分検査の準備などの作業手間が必要となるが、出来高部分払いによる資金調達が可能となる本方式の活用は非常に有効であった。

また、単価個別合意方式は以前までの契約工事と比較して、当初契約時の単価が明確になるため、



出来高に対する金額も把握しやすくなっていた。

## 6. 発注者の視点から

### (1) 当初契約時

当初契約時においては、単価個別合意方式を選択されることで単価協議を実施し、積算内容を相互に把握した単価で合意を図れることから、設計変更時においてスムーズな協議が行えるものと考えられる。これは、当初契約段階から契約条件をより詳細に知ることができ、単価差が出る部分についても把握できる。

### (2) 施工中および設計変更時

施工中においては、契約工種については単価が相互に把握できているので工事量におけるコストの把握が容易となっていた。設計変更時においても、合意単価部分については受注者側と考え方の相違がないものと考えられることから、協議事項となることはなかった。

当初契約時の単価協議においては2回の協議が必要となったが、設計変更契約時の単価協議においては1回の協議によって変更単価合意に至った。これは設計変更内容が数量のみの変更となっており、以前の合意単価を適用したためである。こういった場合の設計変更はとても簡易に実施することができた。

### (3) 以前までの契約工事と比較して

単価個別合意方式の出来高部分払いの実施は、事前に単価合意をするので出来高を算出するための単価が明確になり、受注者と発注者の間でコスト意識を共有することができ、これまでよりも詳細なコストの管理が行えていると思われる。

## 7. おわりに

総価契約単価合意方式の導入によって、受注者・発注者の間でコスト意識を共有し工事を実施していくことで、設計協議や設計変更時にスムーズな協議が可能となっている。出来高部分払いを実施するに当たっても、単価個別合意方式の選択により日々の施工管理において受発注者間の差が小さいものと考えられる。当初契約時に短い期間での単価協議における資料作成といった問題もあるが、それ以上の利点を想定することができれば、単価個別合意方式についてもより一層普及するものと思われる。

最後に総価契約単価合意方式の単価個別合意方式の採用によりスムーズな設計変更協議ができ、実施に当たっては有効な部分もあったが、いくつかの問題点も見えた。これからは本方式の継続的な実施と、フォローアップ調査による評価検証を行うことで、より改善されていくものと考えられる。